

『伊勢集』七七番歌「北の宮」の裳着と「御送物の御屏風歌」をめぐって：脩子内親王裳着の准拠

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 倉田, 実 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1292

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『伊勢集』七七番歌「北の宮」の裳着と

「御送物の御屏風歌」をめぐる

——脩子内親王裳着の准拠——

倉 田 実

はじめに

問題にする『伊勢集』七七番歌は、Ⅰ類本（西本願寺本）で次のようにある。引用は、『私家集大成』に拠り、ルビは、底本の表記を示す。

北の宮の御裳奉るに、尚侍のおとどの御送物の御屏風歌。ここに奉りたまふかぎり
いにしへの心も絶えず行く水に我がまつ影も今日こそは見れ

Ⅱ類本（群書類従本）とⅢ類本（歌仙家集本）では、Ⅲ類本の二句が「心し」となっているほかに歌句の異同はなく、歌の内容には影響がない。詞書には異同があり、次のようになる。

北の宮の御裳奉るに、おとどの御送物の屏風歌。水のつらに松ある所（Ⅱ類本七九）
北の宮の裳着給に、院そのおとどの送物に御屏風の和歌奉れるかぎり（Ⅲ類本七九）

『伊勢集』七七番歌「北の宮」の裳着と「御送物の御屏風歌」をめぐる

Ⅱ類本から題が「水のつらに松ある所」であつたことになるが、本歌は『中務集』(六七)にⅠ類本の歌句で収載され、「松まつの下したに水みづやれり」との詞書になつてゐる。しかし、絵柄に相異はそれほどなさそうであり、この異同は小異として理解しておきたい。この他では、Ⅰ類本の「尚侍のおとど」が、Ⅱ類本では「おとど」、Ⅲ類本では「院そのおとど」と異同があり、問題になるが、この点は後に確認するように、Ⅰ類本で解するのが妥当であろう。総じて、詞書の異同はこの点を除いて問題にする必要はないと言えよう。したがって、本稿では、Ⅰ類本で考えていくことにしたい。なお、『古今六帖』(二九二四)にも本歌が伊勢作として収載されているが、歌句の異同はない。

さて、本歌と、その詞書については問題が多く、次のような諸点に再確認や検討が必要となつてゐる。

(一) 歌の作者は伊勢か中務か。

(二) 「北の宮」呼称の所以。

(三) 「尚侍」は誰か。

(四) 「おとど」の解釈。

(五) 裳着の次第と「尚侍のおとど」の役割。

(六) 「送物」は誰から誰にか。

(七) 「ここに奉りたまふかぎり」の解釈。

(八) 歌の解釈。

(九) 脩子内親王裳着との関連。

右の九のみが派生的な問題、(八)が歌の解釈、残りが詞書に関してとなり、全体的に問題であることが知られよう。(二)に關しては、「北の宮」が後に藤原師輔室となつた醍醐天皇皇女康子内親王を指すことで現在のところ諸説一致してゐるが、その語義についての異説が多い。この点も含めて、以下、これらの問題を考えていきたい。私見は、現代語訳で

示せば、次のようになる。

北の宮康子内親王の御装着の折に、尚侍のおとど（藤原満子）への御送物の御屏風の歌。尚侍に呈上なさった屏風の私（伊勢）の詠歌のすべて

昔から絶えることなく流れて行く水に、ご生誕以来ずっと待っておりました装着のお姿も、長寿を祝う松の影も、今日になつてともに映つて見えることです。

一 「北の宮」とは

まず、康子内親王（九一九〜九五七）について確認しておきたい。「北の宮」呼称については、この後に触れることになる。康子内親王は、醍醐天皇第一四皇女で、母は藤原基経女の中宮穩子（八八五〜九五四）。延喜一九年（九一九）四月に生まれ、同母兄弟に保明親王・朱雀天皇・村上天皇がいる。母の同母兄弟には、時平はすでに死去していたが、仲平（八七五〜九四五）・忠平（八八〇〜九四九）が健在であり、内親王の後見役になつたと思われる。閏歴は、延喜二〇年一月一七日に二歳で内親王宣下、裳着は、一五歳の朱雀朝の承平三年（九三三）八月二十七日で、『日本紀略』に「辛未、先帝第十二康子内親王於常寧殿初笄、即叙三品」とあり、常寧殿で行われ、三品に叙されている。主催は穩子であつたかもしれない。村上天朝になつた天慶九年（九四六）五月五日に一品となり、天曆八年（九五四）三月一八日に准三后（『二代要記』、同六月一九日に准三后辞表を出すが勅許はなかつた『西宮記』臨時二、論奏事）。藤原師輔（九〇八〜九六〇）とは密通で結婚したようで、『大鏡』公季伝・『中外抄』下の二九・『愚管抄』三・『続古事談』二の五、その後、深覚・公季らを産んでいる。深覚の出生は、天曆九年（九五五）なので、『尊卑分脈』、結婚は遅くてもその前年あたりと推定される。康子内親王三五歳、師輔四七歳となる。この時点で、母隠子や仲平・忠平は死去していた。師輔は、すでに勤子内親王に続き、稚子内親

王を天曆八年八月二十九日に失つていた。康子内親王は、公季出産後、分娩が正常でなかつたのか、天曆十一年(九五七)六月六日に師輔の坊城第で死去した。『日本紀略』に「件薨、袍衣不下之故也。於右大臣坊城第薨」とあり、『九曆』に「一品公主御産、依邪氣入滅事」とある。三九歳であつた。なお、『伊勢集』四四七番歌に、異母姉勤子内親王のことが見える。

それでは、問題点に移りたい。本歌は『中務集』にも収載されているので、まず問題点(一)、作者が問題になる。『中務集』には、本歌の他に「北の宮」の用例があつた。

北の宮の、内にたてまつり給ふ扇に

君が手にまかする秋の風なれば靡かぬ草はあらじとぞ思ふ(一二三)

袖のうらの波吹き返す浜風は空の上まで涼しからなん(一二四)

この「北の宮」も康子内親王を指し、成人してから「内(村上天皇)」に扇を献上しようとして、その際に中務が扇に添える歌を代作したことになる。こうした歌からすると、本歌も中務作の可能性もあることになる。しかし、延喜年間(九〇一〜三三)のうちに生まれたと考えられる中務が、承平三年(九三三)八月二十七日に催された康子内親王装着の屏風歌を依頼されたとは考えにくい。二〇代前半となる。伊勢が中務の代作をしたものかとする説もあるが、この時点で、伊勢作としか考えられまい。『中務集』一二三番歌は、装着屏風歌の機縁で、娘の中務が康子内親王とかかわるようになったためだと思われる。したがって、(一)歌の作者は、伊勢で問題はなく、本歌は『中務集』に混入されたものとなる。

次に、(二)「北の宮」呼称の所以である。「北の宮」呼称は、他史料でも康子内親王を指す場合がほとんどで、この他の人物では、『日本後紀』天長四年(八二七)十一月二六日条に「設服御物及飲食雜費等。献於北宮。賀皇子誕生也」とあるくらいである。この「北宮」は、嵯峨天皇皇女で、淳和天皇皇后となつていた正子内親王(八一〇〜七九)を指しているが、ここでの呼称の謂われは未詳である。もしかしたら「中宮」の誤写かもしれない。正子内親王は、この年の二月に

立后されており、通称が使用されることはあるまい。

康子内親王には、その裳着に際して、伊勢以外に、紀貫之・源公忠・大中臣頼基・右近などにも屏風歌が詠まれており、そこで「北の宮」呼称が使用されている。⁽²⁾ また、『坊城右大臣師輔前裁合』十巻本の仮名日記に「天曆十年八月十一日、坊城殿に北の宮おはしますに、月のいとおもしろきに男方女方、御前の前裁を題にてよめる」とあり、これも康子内親王に比定されている。『忠見集』の「北の宮よりとて、藤の花たまへるに／いかでかは散らさでくべき藤の花風によりてぞ波も立つらめ」(一七三)も同様である。

この他では、『九曆』承平四年(九三四)正月一日条に「踏歌、飯駅、水駅被定之、中宮飯、北宮水、今宮飯許、左大臣宿所飯、右大臣宿所水」(『花鳥余情』初音巻所引)、同天曆一〇年(九五六)四月八日条に「北宮所被奉布施錢六百元」(『西宮記』恒例二、四月灌仏所引)、『願文集』七に「北宮御四十九日願文時作」などとあり、いずれの「北宮」も康子内親王のことになる。『小右記』長和四年(二〇一五)十一月一日条にも「主上思立事也、所被仰之例、故北宮例云々、奇也、恠也、邑上先帝不知食之事也、李部可立給太子之御計云々、太不便也」とある。これは三条天皇皇女禎子内親王と藤原頼通の縁談話に際しての言及で、康子内親王と師輔の婚姻が前例であるとの三条天皇の判断を批判している。実資は、村上天皇は、康子内親王の婚姻を存じていなかったため、前例にはならないと言うわけである。師輔との婚姻を記す『続古事談』二の五にも「九条殿しのびて北の宮にかよひ給」とあり、二人の婚姻の仕方はすでに常識となっていた。

このように「北の宮」が康子内親王であることは確かだが、呼称の所以については多様な説がある。それらを列挙すると次のようになる。次の⑦以外は、すべて康子内親王のことと解しているが、その根拠は様々であった。私見は、②に示した。

⑦ 皇后の異称。(辞書類)

⑧ 北の方となられた姫君あるいは内親王で、九条右大臣藤原師輔北方康子内親王の異称。(杉崎重遠説)⁽³⁾

『伊勢集』七七番歌「北の宮」の裳着と「御送物の御屏風歌」をめぐって

⑦ 内親王にして三宮に准ぜられた方のみの異称。(萩谷朴説)⁽⁴⁾

⑧ 天皇などの御在所になることの多かつた綾綺殿の北の麗景殿に住んだ宮ということで康子内親王の通称。(増田繁夫説と『公忠集全釈』の説)⁽⁵⁾

⑨ 后の一の皇女の呼称。(山崎正伸説)⁽⁶⁾

⑩ 「北殿(枇杷殿)」に育つた宮の意で康子内親王の通称。(私見)

⑪ は、康子内親王を指すのは間違いないので誤謬である。⑫が固有名詞とするが、⑬の条件も康子内親王が嚆矢となるので、固有名詞的理解となる。⑭のみが普通名詞との理解である。

康子内親王は、先に見たように、准三宮や師輔室となる以前に「北の宮」と呼称されているので、⑮⑯は不適当である。⑰か⑱説になるが、⑲はなぜ「北」なのかが明確でないことに問題がある。⑳が残ることになるが、天皇などの御在所になることの多かつた綾綺殿という規定にやや不安があろう。綾綺殿に穩子や天皇が住んだことや、康子内親王が麗景殿に居たとする記録は、裳着の時点より後代にしか認められないのである。増田説を確認しておく。

私は康子内親王が麗景殿に住んでゐたことからする呼称ではないかと思ふ。「北宮」の呼称はすでに花鳥余情十三所引九曆の承平四年正月十一日条に見え、中宮や准三宮内親王の異称ではないことは明らかである。貞信公記抄天慶元年十一月五日条に「中宮遷御北殿」と見え、この「北殿」は本朝世紀によるに麗景殿のことである。このころ天皇中宮は綾綺殿に移つてゐたから、その御在所の北にある殿といふことなのであろう。「北宮」の呼称は、この天皇等の御在所になることの多かつた綾綺殿の北の麗景殿の宮といふことで、これが康子内親王の通称になつたと思われる。

増田氏が「このころ天皇中宮は綾綺殿に移つてゐた」とする「このころ」は、天慶元年(九三八)のころとなり、承平三年(九三三)八月二七日の康子内親王裳着の時点よりやや後になる。そして、これ以前に綾綺殿に住んだことのある天皇は、陽成天皇(在位、八七六〜八八四)くらいではなからうか。また、穩子も『本朝世紀』天慶元年(九三八)十一月三日

条に「又今日中宮自弘徽殿、遷御麗景殿云々、蓋遂御在所綾綺殿也」とあるように、綾綺殿に住むようになるのはこの後であり、それまでは弘徽殿にいた。増田氏も穩子が弘徽殿に住んでいたことを確認している。

一方、康子内親王の居所となっていた麗景殿のことも、天慶五年（九四二）正月のことであった。康子内親王の居所は分かりにくい。先に『日本紀略』を引いたように裳着は常寧殿で行われており、また、師輔と密通したと思われる天曆八年（九五四）の時点では、弘徽殿や藤壺にいたという記述がある。

・ 康子内親王には、九条殿はしのびやかにあはせ給ひたりければ、延木聞き付けて、藤壺より退出せしめ給ひ了んぬ。

『中外抄』下の二九。新大系三三五頁

・ ソノ九条右丞相ノ世ヲボヘハ、ナラブ人モナカリケレバニヤ、延喜ノ御ムスメ、村上ノ内裏ニ御同宿ニテアリケルヲ、ハジメハシノビヤカナレドモ後ニハアラハレニケリ。内親王ニテ弘徽殿ニスヘマイラセラレタリケル也。『愚管抄』三。旧大系一五八頁

さらに、『一代要記』には「天曆八年三月十八日准后、同十年十二月四日夕入内、承香殿」とあり、その後の参内では承香殿に入っている。麗景殿が常の御所であったとは思われないのである。

当時の皇妃や皇子女たちの後宮での居場所は、変わることも多かったもので、この点も麗景殿説の難点となる。また、裳着の時点での史料がない。したがって、㊶から㊸までのどの説も十分な回答にはならない。「北の宮」呼称が康子内親王にほぼ集中して見られるのは、それが皇妃や内親王、あるいは後宮にかかわる呼称ではなかったからであろう。そこで新たに提出してみたい仮説が、康子内親王が生誕した家、もしくは生育した邸第が、康子内親王の伯父となる仲平の枇杷殿ではないかと仮定しての「北の宮」説である。

仲平は「北殿」と弟の忠平に呼称されていた。

北殿薨、夜半移極楽寺、(貞信公記)天慶八年九月五日条

『伊勢集』七七番歌「北の宮」の裳着と「御送物の御屏風歌」をめぐって

仲平が「北殿」と呼称されるのは、忠平の住む小一条殿の北側に枇杷殿があったからである。『拾芥抄』中でその位置を確認しておきたい。

小一条「近衛南、東洞院西、師尹公家、一云、山吹殿、清和天皇誕生所、貞信公家、(坤角有宗像社)」
枇杷殿「左大臣仲平公宅、昭宣公家、近衛南、室町東、或鷹司南、東洞院西一町」

『拾芥抄』は、枇杷殿に関しては二説を挙げているが、後者が妥当であることはすでに確認されている。⁽⁷⁾ そうすると両殿は東洞院大路の西側に、近衛大路を挟んで南北に向かい合っていたことになる。南の小一条殿に住む忠平からすれば、北の枇杷殿に住む仲平は「北殿」になり、邸第名ともなる。そして、裏付ける直接的な史料はないが、この「北殿」とされる枇杷殿が康子内親王ゆかりの邸第ではなかったか。枇杷殿は基経の所有であったので、隠子が出産の為に退下した可能性は認められる。「北殿」に生まれた、あるいは育った宮なので、「北の宮」と呼称されたということになる。邸第名が宮の通称となったのである。後朱雀天皇の祐子内親王が、頼通第にちなんで高倉宮と呼称されたようにである。

康子内親王の「北の宮」呼称が史料に初めて認められたのは、先に引用した忠平息師輔の『九曆』承平四年(九三四)正月一日条であり、そこには「踏歌、飯駅、水駅被定之、中宮飯、北宮水、今宮飯許、左大臣宿所飯」とあった。ここで注意したいのが、成明親王(村上天皇)が「今宮」と呼称されていたことである。これは、最も若い宮の意であり、一門・一流的な発想による呼称であろう。したがって、「北の宮」も、忠平一門で行われた呼称ではなかったかと思われる。忠平と穩子との兄妹関係は密接であった。また、仲平が弟忠平に官位を超されていても、兄弟関係は良好であった。穩子と忠平は、康子内親王を「北の宮」と呼称することで、仲平との連帯をはかったのかもしれない。裳着の時点で「北の宮」は、こうした理由で康子内親王の通称となっていたのだと思われる。

二 「尚侍のおとどの御送物の御屏風」

続いて、問題点(三)(四)(六)「尚侍のおとどの御送物の御屏風」について確認したい。ここは、尚侍藤原満子への御送物となる屏風の意である。(三)「尚侍」は、藤原忠平女の貴子とする説もあつたが、今日では満子説に落ち着いている。貴子が尚侍になったのは天慶元年(九三八)一月一日になってからであり、まだ在任しておらず御匣殿別当であつた。満子は、延喜七年(九〇七)二月七日に前任者藤原淑子死去をうけて尚侍に任ぜられている(『本朝世紀』)。

(四)「おとど」は女性への敬称であり、「尚侍のおとど」で問題はないが、Ⅱ類本では、単に「おとど」とだけあつて、そうなると思平を指すことになる。しかし、忠平は主催者側であり、「御送物の御屏風」を用意した事態は想定できるとしても、詞書でわざわざ示される筋合いではなからう。伊勢とともに屏風歌を依頼された大中臣頼基の『頼基集』に「北の宮の御裳着たまうしに、内侍の督の殿に送られたる御屏風に」(八)とあるのを参照すれば、「尚侍の」の脱落と処理できよう。Ⅰ類本の形で考えるのが妥当となる。また、Ⅲ類本では「院そのおとど」とあつて意味がやや通じない。「院」が上皇の意としても、朱雀朝には陽成院が存命だけで、康子内親王などとの関わりは想定できず、「院が、そのおとど」としてみても問題は残る。ここも「尚侍のおとど」であつた可能性もあり、ⅡⅢ類本は、除外しておくのが適當であろう。

ここで満子(八七三〜九三七)について見ておきたい。父は藤原高藤、母は宮内大輔宮道弥益女列子で、同母兄弟に泉大將定国・三条右大臣定方・宇多天皇女御胤子がいた。延喜七年に尚侍になってから、三二年間この任にあり、朱雀朝の承平七年(九三七)一〇月一三日に薨じた。六十五歳であつた(『日本紀略』・『一代要記』)。『尊卑分脈』に「延喜女御」とあるのは誤りだが、重責を担った働きがこうした理解を生んだのかもしれない。父高藤は、胤子所生の敦仁親王(醍醐天皇)が立太子してから官位が昇進し、昌泰三年(九〇〇)には長く絶えていた内大臣に昇つたが、翌年三月に薨じていた。

満子は、醍醐天皇の伯母にあたるので宮廷では重んじられており、その表れが、『日本紀略』延喜二三年一〇月一四日条にある「於内裏、賀尚侍従三位藤原満子四十算、即以神筆、給正三位々位」とある四十の賀であり、『伊勢集』六二番歌にも藤原清貴主催の屏風歌がある）、死後に追贈された正一位になる。高藤の子孫は、菩提寺にちなんで勧修寺流といわれ、一門の結束が強かった。満子は兄定国の四十の賀を主催したようであり、これなども一門の結束を示しているよう。「延喜五年二月十日、仰せごとによりて奉れる、泉の大將四十の賀の料、屏風四帖、内裏よりはじめて内侍の督の殿にたまふ歌」（躬恒集・四七）とあり、「内侍のかみ三（五カ）条の奉りける屏風に／行く春を惜しむたよりに立ちかへり岸に寄る波をりつつぞ見る」（忠岑集・一七二）も同一の折となろう。なお、伊勢は、定方男朝忠の隣家に住んだこともあり（三六四番歌）、この一門との交渉が想定される⁽⁹⁾ところである。

さて、一番の問題は六「御送物」が誰から誰に對してかであるが、まず「贈物」「送物」の表記の別について確認しておきたい。後者は古記録などに見られる表記である。用例の整理をする余裕はないが、この両者は単なる表記の違いだけではなく、意味がずれていたと思われる。「送物」は、「贈物」になるが、当座で贈られるものではなく、追って送られるものの意になるようである。混練して使用される場合もあるが、意味の違いは意識されていたであろう。引出物は当座で贈られるが、馬や鷹などであり、これは引き回してから贈られるので、普通は「贈物」とは言わず、「引出物」とされる。また、禄は下賜されるもので、これも「贈物」とは言わない。引出物以外の物品が、参会への感謝を込めて尊者など⁽¹⁰⁾にその場で贈られることがあり、その場合に「贈物」とされる。しかし、儀式などが終了してから追って送られる場合は、「送物」とされる。屏風の類は、すぐに持ち帰ることなどできないので、贈られても「送物」になる。『伊勢集』の場合は、満子が康子内親王に贈ったならば「贈物」になるが、満子への物ならば「送物」と表記するのが妥当となる。

ここは「送物」であり、満子にとつての康子内親王は、亡き姉胤子の孫に当たるやや遠縁であり、尚侍であつても、なぜ屏風を贈ったのが解しがたいのである。『伊勢集』の通行する注釈書類は、『新大系』に注記はないが、『全釈』『和

歌大系』はいずれも満子からの贈物と解している。しかし、満子は裳着で「結髻役（実は腰結役。後述）」を務めたとされるので、その役割に感謝を込めて「御送物」をしたと解したい。先に引用した『頼基集』も「内侍の督の殿に送られたる」とあり、満子への「送物」であった。満子からか、満子に對してかでは、歌の解釈にもずれが生じよう。

語法的にも、「尚侍のおとどの御送物の御屏風」で問題はない。例えば、「今宵の尚侍の御贈物は、世の中にかしこき人え取う出たまはねど、仁寿殿は、さる大將殿のいつき娘といふところなむ、さ言へど、取う出たまひける」（『うつほ物語』内侍のかみ巻。新全集二七六頁）とあるのが参考になる。これは尚侍俊蔭女への贈物の意であり、俊蔭女からの贈物の意ではない。『伊勢集』の本文であつても、屏風が腰結役の満子に贈られたと解せるのである。

ただし、問題は残っている。同じくこの裳着の屏風歌を収める『公忠集』には、満子が贈つた屏風とされる詞書が認められる。

・ 后の宮の御腹におはします姫宮をば、北宮となむ聞こえける、その宮の裳奉るに、前の御息所におはします内侍の督、奉りたまふ御屏風に、郭公鳴く木の下に人あるところ（公忠集Ⅱ・七）

・ 后の宮の裳奉るに、内侍の督の奉る御屏風に（公忠集Ⅲ・八）

他の『公忠集』諸本には、この類の詞書はなく、『公忠集』Ⅰ系統の「この宮のみくしげの御屏風に、山を越ゆる人の時鳥聞きたるところに」を用いた『公忠集全釈』は、「裳着と同時に往う髪上げの折に献上された屏風と考えられる」としている。「髪上げの折に献上」は錯誤だが、『頼基集』あるいは後に引用する『西宮記』に満子に屏風が送られた記述があることからすると、『公忠集』のこの本文に問題が生じよう。『公忠集』Ⅱ類本は「内侍の督に、奉りたまふ御屏風に」、Ⅲ類本も「内侍の督に奉る御屏風に」であつた可能性を否定できない。『公忠集』も、満子に贈つた屏風とすることに抵触しないとおきたい。

三 裳着の次第

裳着は、普通一二歳から一五歳ごろまでの、吉日の夜に行なわれた。親族の重鎮や高貴の人が腰結役となって裳の大腰の紐を結び、理髪役が髪を本結で束ね、頭上に結い上げる髪上げを儀式的に行う。儀式が終わってから饗応の祝宴となり、禄や引出物、あるいは贈物がされて終了となる。儀式や饗応の場には、新調された様々な調度品が室礼され、屏風には、屏風歌が作られている。これら調度品は屏風も含めて、参会者などへの贈物（送物）に充てられることもある。「裳着」が文献に現れるのは醍醐朝以後のようで、それまでは「髪上げさせ、裳着す」（『竹取物語』）と両様に表記され、より古くは髪上げが中心で「初^{はつ}笄^{つがひ}」と言ったが、「裳着」の意でも使用された。裳着は成人儀礼なので、その日に結婚したり、内親王の場合には叙品されたりした。康子内親王も三品に叙されている。

北の宮康子内親王の裳着については、諸書に記載があるが、儀式の様子が分かるのは、『西宮記』及び、『太后御記』と『李部王記』を引く『河海抄』（『紫明抄河海抄』）である。また、脩子内親王裳着を記した『小右記』も言及しており重要だが、これは後に引用したい。

・ 承平三年八廿、康子内親王着裳〔叙三品〕。小一条大臣結御裳腰、滋野内侍理髮、尚侍結髻。有献物〔王卿已〕下執。

給尚侍物、四尺屏風二双、地敷二枚、茵台三双、銀坑四種、台・盃・鉢子、自余様器、御装束二具〔入散食筥〕、銀壺四口〔入蒔絵筥、焼物筥〕。典侍女装一具入筥。王卿着左仗饗、王卿候常寧殿。給禄〔親王女装赤褂、次女装、参議褂袴、四位・五位褂、六位褂袴〕。於左仗賜王卿禄〔大褂〕、侍従・楽人給禄、典侍白褂、掌侍赤褂、乳母・命婦衾。

〔西宮記〕臨時七、内親王着裳

・ 『太后御記』二云、承平三年八月廿七日、女宮御もたてまつる。いぬ二にて御ものこしおとゆひたてまつり給ぬ。

『李部王記』云、承平三年八月廿七日、康子内親王初着裳、戌一点、小一条大臣、「親王外舅」、結御裳腰、滋野内侍
理髮、尚侍結本結、即叙三品。『河海抄』若菜上卷)

『西宮記』で年時が「廿」となっているが、「七」の脱落であろう。時刻で『河海抄』の引く『太后御記』が戌二点、
『李部王記』が戌一点と相違があるが、前者で午後八時頃開始かもしれない。諸役のことは後に確認するとして、『西宮記』
の傍線部「給尚侍物、四尺屏風二双、地敷二枚、茵台三双、銀坑四種、台・盃・銚子、自余様器、御装束二具「入散食筥」、
銀壺四口「入蒔絵筥、焼物筥」は、豪華な満子への贈物（送物）となっている。特に「四尺屏風二双」があったことに
注意されよう。満子に屏風が贈られたことが、ここでも裏付けられるのである。そして、『伊勢集』の詞書から、あらか
じめ満子に送物されることが決められていたことになる。伊勢の歌は、この点を念頭において解釈する必要がある。

満子に比べて、典侍への贈物は「女装一具入筥」とあるだけであり、これが一般であろう。満子の家柄・人柄に応じた
尚侍としての役柄の重さがここでも窺われよう。皇妃化する尚侍ではない、宮廷における重さがあつたのである。

二人への贈物は、禄でも引出物でもなく、諸役への礼と見るべきである。禄は、引用した『西宮記』の「給禄」以下と
なり、禄と贈物との違いが認められよう。これらの「禄」は、別に用意されたものだが、屏風以下の調度品は、儀式で室
礼されたものであつた蓋然性が高い。似たようなケースに、後代のことになるが、禎子内親王裳着に際して、髪上げ役
（理髮役）の典侍（道綱女豊子）に贈物がされていたが、次のようであつた。

御髪上げの典侍の今宵の局えもいはず。やがて、一具しつらはせたまへるもの、ひとつとちらさずたまはせつ。贈
物には衣筥二つに、さまざまの装束二領づつ、さるべき物添へさせたまへり。今宵の御前の物どもやがて賜りたまふ。
局には屏風、几帳、二階、硯の筥、櫛の筥、火取、半挿、盥、疊まで残りなく賜る。「かかることおのづから先々も
あるなかに、こたみの御事に御髪上の典侍の賜りたまふやうなる例はなくや」とぞ人々申しける。『栄花物語』御裳着

卷。新全集三三九頁

『伊勢集』七七番歌「北の宮」の裳着と「御送物の御屏風歌」をめぐって

『栄花物語』の語りは、髪上げ役への豪華な贈物の前例はないとするが、腰結役としては満子の場合がそれになろう。諸役のことに移りたい。康子内親王裳着において、『西宮記』や『李部王記』が、波線を付したように、腰結役・理髪役・結髻役の三役があつたとしている記述は、どうやら信用できないようである。また、このことは問題点(九)脩子内親王裳着の准拠ともかわることになる。『小右記』に次のようにあつた。

・脩子内親王於清涼殿有弁事、亥刻、其儀存例、不能具記、但左大臣結御裳腰、「西宮帥承平三年記云、小一条大臣結康子内親王裳腰者、依件記所結坎、見彼年貞信公御記、并故殿御記、無其事、若是西宮記相誤坎、注小一条大臣、則是貞信公也」、女御藤尊子結鬢、「令元結云々」、橘德子理髪、「御乳母、位三品、尋先年之例、三人所未預參、依西宮記所被行坎、彼記小一条大臣結裳腰、滋野内侍理髪、尚侍結本結者、可奇之記也、故殿御記、以尚侍為結御裳腰人、以典侍幸子為理髪人者、猶西宮記錯謬坎」、左大臣初応召參入、「内侍召侍臣告、若是元服時例坎」、結腰了退出、(『小右記』寛弘二年三月二七日条)

脩子内親王の裳着の次第について、実資は様々な疑点を持ったようであり、曆記の末には「今日儀不因前例、若従時議坎」と締め括っていたが、賜祿・饗宴・拜舞などについての引用は割愛した。

『西宮記』『李部王記』とも、貞信公小一条大臣忠平が腰結役、内侍滋野幸子が理髪役、尚侍満子が結髻役であつたとしていた。しかし、実資はそうでなかったと言うわけである。忠平が腰結役を務めたことは、「貞信公御記、并故殿御記、無其事」とし、また、三人が腰結役・理髪役・結髻役に就いた例はなく、「故殿御記、以尚侍為結御裳腰人、以典侍幸子為理髪人者」として、腰結役が満子、理髪役が幸子であつたとしている。『西宮記』の錯誤を重ねて言うわけである。実頼「故殿御記」や『貞信公記』の当該条が散逸しているので何とも言えないが、ここは『小右記』を信じるべきであろう。忠平は康子内親王の伯父であり、実頼は忠平息男なので、もつとも近い当事者の記録となり、それを実資が引見しているからである。忠平の役割は、腰結役ではなく後見であり、腰結役満子、理髪役幸子の二役であつたとするべきである。そ

れは、満子に対する贈物の質と量が、もつとも大役の腰結役に相応しいからでもある。なお、こうなると『太后御記』の「おとど」は、『伊勢集』Ⅱ類本と同じく「尚侍のおとど」の誤記の可能性がある。また、『和歌大系』が「満子が、髪上げもしたか」とする指摘は誤認となる。

脩子内親王の裳着を差配した人物は未詳であるが、すでに京に帰還していた伊周・隆家らがかかわったのであろう。この兄弟は、『西宮記』を引見して内親王裳着の典拠を見出したことになる。脩子内親王の裳着を前例のようにしたかったのである。しかし、故実家実資は、三人が腰結役・理髪役・結髻役に就いた例の不在を指摘している。『西宮記』の錯誤が認められるが、また、それが重んじられていた事情も確認できよう。とにかく、『西宮記』の記述によって、脩子内親王の裳着に三役が就いたのは、確かなことであつた。

四 歌の解釈

屏風が満子への送物とすると、詞書の「ここに奉りたまふかぎり」の解釈も違ってくる。問題点(七)である。『全釈』は「ここ(伊勢―注)から詠進なされた歌のすべて」とし、伊勢に敬語が使用されていると指摘している。『新大系』は「敬語で遇しているので、自分の住んでいる邸の主。この時宇多院・温子・敦慶親王など没後であるので、誰かは不明。中務に代わって詠進したか」としている。「ここ」の解釈に揺れがあるが、敬語使用なども考慮し、「御送物」が満子への物であるとすれば、「ここ」満子に北の宮側から呈上なさる御屏風」の意となろう。「たまふ」は北の宮側への敬意となる。そうすると伊勢は、満子の依頼で詠進したのではなく、康子内親王側からの要請で詠んだことになり、そのために詠進した歌のすべての意となろう。

それでは伊勢が何首詠んだかになるが、不明としか言いようがない。『伊勢集』の配列では、七七番歌から八一番歌ま

での五首が屏風歌の題らしい詞書を伴って並んでいるが、七九番歌は実頼の歌らしく、八〇番歌は『敦忠集』に、八一番歌は『中務集』にも収載されており、混入混線が認められるのである。『全釈』は「79番・80番・81番には問題が残る」と指摘している。少なくとも七七番歌だけは、裳着用で詠まれたのは確かであろう。七八番歌は、「浮き草、舟にて取るところ／根を絶えて水にとまれる浮き草は池の深さを頼むなりけり」であり、屏風歌では珍しい「浮き草」が詠まれている。

最後に七七番歌「いにしへの心も絶えず行く水に我がまつ影も今日こそは見れ」に若干の解釈を施しておきたい。Ⅱ類本の詞書「水のつらに松ある所」や『中務集』の「松の下に水やれり」との詞書からすると、第三句の「行く水」は、池に流れ入る遣水であろう。絵柄は、遣水のほとりに植えられた松が水面に映っていて、それを眺める人物の姿も描かれていたことになる。「我がまつ」の「我」は、その人物となる。伊勢は、その人物の立場で詠歌したことになる。満子への贈物とする『全釈』は、「満子は延喜七年（九〇七）以来長く尚侍の地位にあつた人で伊勢はその感慨を代弁して、このように詠んだのであろう」とし、『和歌大系』は「依頼者、満子の気持ちを込めて「待つ姿」と詠んだ」としている。しかし、満子に贈ったものと解すれば、伊勢は画中の人物の立場になって詠んだ歌と解せざるを得ない。そして、その人物の思いは、満子のそれとも重なるということにはなろう。

歌の意は、往昔より絶えることなく流れる水や、長寿の松に賀意を込め、水に映る松の影という常套的な趣向を用いつつ、その松の影に康子内親王の成長した姿を彷彿させようとしている。技巧的には、「松」に、裳着の日を「待つ」意が掛けられ、「影」は、水に映る松の影と成人した北の宮の姿を重ねるのである。待ち望んだ裳着の日に、その姿を見ることのできる感激が表現されていよう。昔から康子内親王に心を寄せていた人々の思いを画中人物が代弁するかのようにならまれているのである。

おわりに

『伊勢集』七七番歌をめぐる諸問題を指摘して、それらを検討してみた。さらに、八一番歌までと、康子内親王裳着のために詠まれた他の屏風歌も検討しなくてはならないが、これらは課題としたい。若干の異説を述べたので、ご批正を賜れば幸いである。

* 本論でテキストを示さなかったものは、史書が「新訂増補国史大系」(吉川弘文館)と『一代要記』が「改定史籍集覧」(臨川書店)、古記録は「大日本古記録」(岩波書店)と『史部王記』が「史料纂集」(統群書類従刊行会)、『拾芥抄』は「改定増補故実叢書」(明治図書)、『西宮記』は「神道大系」(同刊行会)を使用した。

注

- (1) 関根慶子・村上治・小松登美『伊勢集』(不昧堂書店、一九五二年九月)
- (2) ①『頼基集』に「笠取の山を頼みしかひもなく時雨に袖を濡らしてぞ行く」(八)、②『公忠集』(Iの八、IIの七、IIIの八、IVの二)、『拾遺集』(夏・一〇六・源公忠)、『大鏡』(公季伝)に「行きやらで山路暮らしつ郭公今一声の聞かまほしさに」、③『公忠集』(Iの二二、IIの二六、IIIの八)、『新勅撰』(賀・四五四・源公忠)に「皆人のいかでと思ふ万代のためしに君を祈る今日かな(IIIは初句水上の、新勅撰は四句ためしと)」、④『拾遺集』(春・六三・紀貫之)に「春深くなりぬと思ふを桜花散るこのもとはまだ雪ぞ降る」、⑤『拾遺集』(雑春・一〇〇三・右近)に「年月の行方も知らぬ山賤は滝の音にや春を知るらん」などが、裳着の屏風歌になる。詞書に「北の宮」呼称がある場合は、歌番号に傍線を付した。

(3) 杉崎重遠「北宮考」、『王朝歌人伝の研究』新典社、一九八六年三月

『伊勢集』七七番歌「北の宮」の裳着と「御送物の御屏風歌」めぐって

- (4) 萩谷朴「四八 天曆十年八月十一日坊城右大臣師輔前裁合」〔『平安朝歌合大成』私家版、一九五七年一月〕
- (5) 増田繁夫「弘徽殿と藤壺」『国語と国文学』一九八四年一月、新藤協三・河井謙治・藤田洋治編『公忠集全釈』風間書房、二〇〇六年五月)
- (6) 山崎正伸「北宮」語義考」〔『大中臣頼基集全注釈』新典社、一九九一年二月〕
- (7) 大田静六「藤原道長の枇杷殿」〔『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七年二月〕、野口孝子「枇杷殿」〔『平安京の邸第』望稜舎、一九八七年五月〕など。
- (8) 注(1)に同じ。
- (9) 拙稿「歌人伊勢の家とその交遊関係―朝忠・雅正・清正・敦忠など―」〔『大妻女子大学紀要―文系―』41、二〇〇九年三月〕
- (10) 関根慶子・山下道代『伊勢集全釈』(風間書房、一九九六年二月)、平野由紀子「伊勢集」〔『平安私家集』新日本古典文学大系、岩波書店、一九九四年十二月〕、高野晴代「伊勢集」〔『小町集・遍昭集・業平集・素性集・伊勢集・猿丸集』和歌文学大系、明治書院、一九九八年一〇月〕。以下、それぞれ『全釈』、『新大系』、『和歌大系』と略記する。